令和８年度11月臨時議会
提出予定議案の概要

横須賀市

令和８年（2026年）11月２日

財務部財務課

総務部総務課

補正予算案の概要

- 台風第25号で被災された方の支援を実施（129,417千円）
 - ・災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付
 - ・住宅の応急復旧支援
 - ・崩落した土砂の撤去費用の補助を拡充
- 全壊家屋の解体支援や、被災ごみの戸別収集の実施（87,785千円）
- その他、農業施設、民間福祉施設、道路、公園、港湾施設等の復旧経費　など

（単位：千円）

会計名	補正前額	補正額	補正後額
一般会計	181,335,831	2,967,700	184,303,531
下水道事業会計	31,277,600	46,000	31,323,600

報道発表日：11月２日（月）

議案提出日：11月９日（月）

01

市長室　危機管理課
046-822-8409

災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付　40,000千円

災害弔慰金：
災害により亡くなられた方のご遺族に対し、弔慰金を支給します（最大500万円）。

災害援護資金（貸付金）：
負傷や住居・家財に大きな被害を受けた世帯に対し、生活再建のための資金を貸し付けます（最大350万円）。

【基礎情報】災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付

◆ 災害弔慰金制度の概要
- 支給額　生計維持者が死亡した場合：500万円　その他の者が死亡した場合：250万円
- 対象者　死亡した方の（1）配偶者、（2）子、（3）父母、（4）孫、（5）祖父母、（6）兄弟姉妹のうち、いずれかお一人。支給の順位については、規定あり。

◆ 災害援護資金貸付の概要
- 貸付限度額等　右表のとおり

貸付 限度額	（1）世帯主に１か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ ：150万円 イ 家財の３分の１以上の損害：250万円 ウ 住居の半壊 ：270万円（350万円） エ 住居の全壊 ：350万円 （2）世帯主に１か月以上の負傷がない場合 ア 家財の３分の１以上の損害 ：150万円 イ 住居の半壊：170万円（250万円） ウ 住居の全壊（エの場合を除く）：250万円（350万円） エ 住居の全体の滅失又は流失 ：350万円 ※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の事情がある時は（ ）内の額
貸付利率	無利子（要連帯保証人）
据置期間	3年以内（特別の場合5年）
償還期間	10年以内（据置期間を含む）

- 活用できる方
 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上
 2. 家財の３分の１以上の損害
 3. 住居の半壊又は全壊・流出

- 所得制限　右表のとおり

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、住居が滅失した場合は1,270万円	

◆ 両制度の詳細は、内閣府HP

https://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/choui.html

◆ 横須賀市では、国の制度に基づく災害援護資金の貸付けに加え、市独自の特例貸付制度を設けています。上記の所得制限を超える世帯も貸付けの対象となる場合があります（詳細は次ページ）。

◆ 横須賀市独自の災害援護資金（特例貸付）について

- 国の制度による貸付けを受けられない被災世帯も対象となり得る、市条例に基づく横須賀市独自の貸付制度。
- 台風第25号を受けて新設した制度ではなく、既存の条例に基づくものです。

◆ 国の制度との主な違い

所得要件	国の所得制限を超える世帯も、貸付対象となる場合がある。
被害要件	国制度の被害区分に加え、住居の「床上浸水」も対象に含む。
災害の要件	災害救助法の適用を必須要件としていない。

◆ 貸付限度額

床上浸水の場合	世帯主に約１か月以上の療養を要する負傷あり	250万円
	世帯主に上記の負傷なし	150万円
その他の被害区分は前ページと同額（貸付限度額：最大350万円）		

◆ 貸付条件

無利子　/　連帯保証人が必要　/　申請内容等を審査して決定

※被害の程度等に応じた要件があり、必ず貸付を受けられるものではありません。

02

都市部　市営住宅課
046-822-8413

住宅応急修理等の支援

9,417千円

台風被害を受けた、住宅の応急修理や生活に支障がある障害物の除去にかかる費用の一部を支援します。

- 応急修理
 - ・原則、大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた
 １世帯あたりの限度額　757,000円以内
 - ・準半壊（半壊又は半焼に準ずる程度）の場合　367,000円以内

- 障害物の除去
 - ・原則、半壊又は床上浸水の被害を受けた
 １世帯あたりの限度額　148,600円以内

【基礎情報】住宅応急修理等の支援

「住宅の応急修理」と「障害物の除去」はあわせて利用することができます。

◆ 住宅応急修理の概要

- 対象：
「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の判定を受けた世帯
※全壊の場合でも、応急修理により引き続き住み続けられる場合は対象となります。
原則として、被災により、そのままでは住むことができない状態にあり、ご自身の資力では応急修理をすることができない世帯

- 修理の範囲：
日常生活に必要不可欠な部分で、以下の場所の緊急的な応急修理
「屋根などの基本部分」「ドアなどの開口部」「上下水道などの配管や配線」
「トイレなどの衛生設備」

◆ 障害物の除去の概要

- 対象：
「半壊（焼）」または「床上浸水」の判定を受けた世帯
※全壊の場合でも、応急修理により引き続き住み続けられる場合は対象となります。
住宅の中や、玄関など住宅の出入口に運びこまれた土石・竹木などが原因で、一時的に居住できない状態にあり、ご自身の資力で取り除くことが難しい場合

- 注意点：
「賃貸型応急住宅」とあわせて利用することはできません。

03

都市部　宅地審査防災課
046-822-8313

災害崩落土砂処理助成

拡充
80,000千円

被害に見舞われた方々の生活再建を支援するため、民有宅地内の崩落土砂の撤去・処分にかかる費用の助成制度を拡充します。

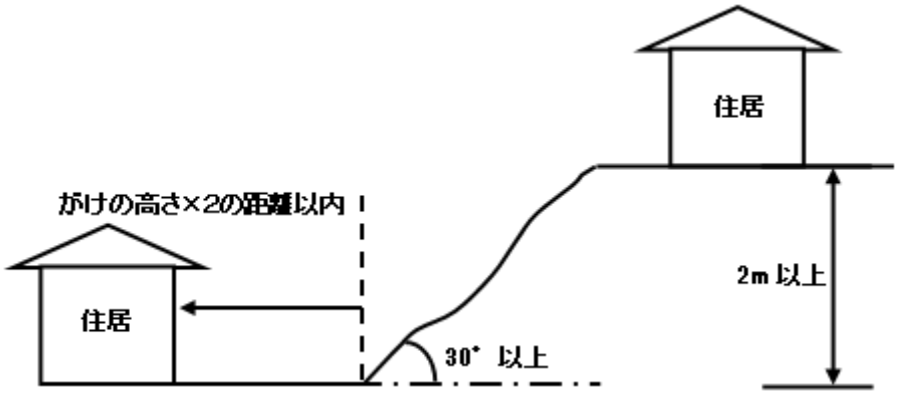
- 拡充内容（台風第25 号に伴う特例措置）
 - ・助成率：対象経費の2 分の1 以内から5 分の4 以内へ拡充
 - ・上限額：30 万円から160 万円へ拡充

- 申請期間
 - ・令和8 年9 月21 日台風災害発生時から令和8 年11 月30 日

【基礎情報】災害崩落土砂処理助成

◆ 対象となる崖の概要
- 台風第25号の影響により、住宅に隣接するがけが崩落したこと
- 崩落した土砂等が、1立方メートル以上であること（倒木の場合、太さ20㎝以上、高さ5m以上）
- がけの高さが、2メートル以上であること
- がけの勾配が、30度以上であること
- 住宅とがけとの距離が、がけの高さの2倍以内であること

※詳細は、宅地審査防災課までお問い合わせください。



- なお、本助成を受けるためには、令和8年9月21日の台風災害発生時から令和8年11月13日までに、市職員による現地立会調査を受け、令和8年11月30日までに申請していただく必要があります。
- 本措置は、台風第25号による被害に限った特例的な支援です。
- 該当する可能性がある場合は、お早めにご相談ください。

04

資源循環部　廃棄物対策課
046-822-9440

全壊家屋の解体支援・災害ごみ等の処分

87,785千円

被災した家屋の解体撤去を行います。
また、被災家庭から排出される災害ごみ等の収集運搬・処分を実施します。

- 損壊した家屋のうち、全壊家屋について所有者の申請に応じ、解体撤去を行います。
- 被災した家庭から排出される災害ごみ（家財等）を収集運搬・処分します。
- 被災した家庭から排出される土砂の戸別収集を実施します。

【基礎情報】全壊家屋の解体支援・災害ごみ等の処分

◆ 全壊家屋公費解体の対象物
- 被災建築物（全壊）
- 被災工作物（ブロック塀・擁壁等で被災建築物と一体的に解体するもの）
- 残置物（被災家屋等からやむを得ない理由で残置されたもの）

◆ 災害ごみの収集運搬・処分の対象と期間
- 一般住宅から排出されるごみが対象。（一般住宅以外の店舗、事業所、工場等の事業活動に供される建物から排出されるごみは対象外）
- 期間は原則として、災害が発生した日から６か月以内。

◆ 家庭から排出される土砂の処分について
- 一般家庭から排出され、自己撤去が可能な土砂が対象。（受付期間は10月30日まで）
- 戸別収集のみ実施します。（エコミル等の施設に直接持込はできません）

05

経済部　農水産業振興課
046-822-9395

農地の復旧

848,350千円

被害を受けた農地について、市が直接復旧工事を行うほか、農家の方々が行う復旧の費用を補助をします。

- 大きな被害を受けた箇所は市が直接工事を行います。
- それ以外の箇所についても、農家の方々の負担を減らすための補助金を交付します。

【基礎情報】農地の復旧

農地：848,350千円　計113件

- 畑土の流出入や隣接法地の崩落など大きな被害を受けた農地は、市が直接復旧工事を行います。
- 業者委託等が必要になる上記以外の農地については、復旧費用の一部を補助します。

【補助上限】補助対象農地の復旧にかかる費用の２分の１相当額（最大140万円）

※申請手続き等の詳細は今後改めてご案内する予定です。

【農地の被害状況】






06

公共土木施設・史跡等の復旧

建設部　道路整備課
道路維持課
公園緑地課
ほか

1,894,411千円

道路・河川・公園・下水道・港湾・漁港や史跡の復旧を進めます。
あわせて、被害を受けた民間福祉施設に対しても復旧費用を補助します。

- 施設の応急復旧を行うとともに、必要に応じて再発防止のための整備を行います。

【基礎情報】公共土木施設・史跡等の復旧

道路：1,094,960千円　計249件｜道路整備課（822-8365）・道路維持課（822-8373）
- 市道の応急復旧に要した経費（土砂・倒木の撤去費や処分費）を増額します。
- 原状復旧するとともに、再発のおそれがある施設については対策工事を行います。

河川：103,400千円　計15件｜道路維持課（822-8373）
- 流入土砂や倒木等が堆積した河川の浚せつを行います。

公園：523,440千円　計27件｜公園活用推進担当課（822-9885）・公園整備担当課（822-8335）
- 市内公園や都市林で発生した法面崩落や倒木等に伴い、応急処置に要した経費を増額します。
- 原状復旧するとともに、再発のおそれがある施設については対策工事を行います。

下水道：46,000千円　計1件｜水再生課（823-7614）
- 水没・故障した電気機器等の原状復旧を行います。

港湾・漁港：90,011千円　計18件｜港湾管理課（822-8433）・港湾整備課（822-8440）
- 漂着した流木の撤去、破損した立標等の施設の原状復旧を行います。

史跡：28,000千円　計2件｜生涯学習課（822-8481）
- 夏島貝塚（国史跡）の法面が崩落したため、復旧に向けて設計・調査を行います。
- 千代ヶ崎砲台跡（国史跡）の敷地内で土砂が崩落したため、土砂の撤去を行います。

民間福祉施設：8,600千円　計5件｜子育て支援課（822-9001）・介護保険課（822-8292）
- 敷地内の斜面崩落や雨漏り・浸水等が発生したため、原状復旧費用を補助します。

【道路の被害状況】



市道5994号（太田和5-2655先）



市道657号（不入斗町4-2）



市道7601号（長沢5-1-5先）

【河川の被害状況（被災前・被災後）】



津久井5丁目地内水路

【公園の被害状況】



くりはま花の国（神明町1）

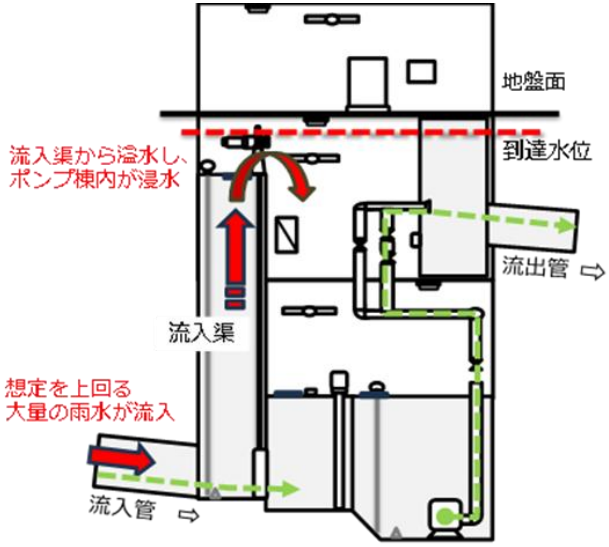


吉井2丁目都市林



猿島公園（猿島1）

【下水道の被害状況】

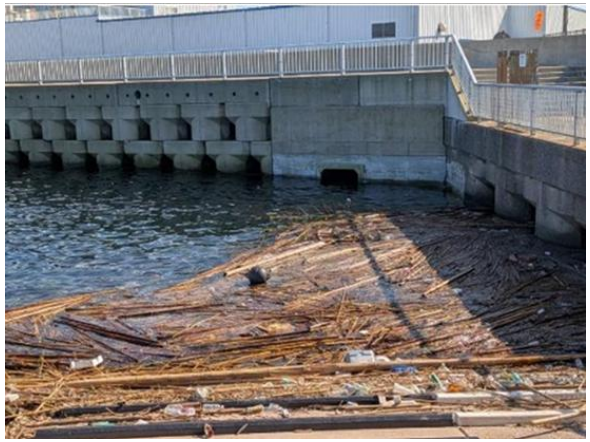






長井ポンプ場（長井1-24-10）

【港湾・漁港の被害状況】



海辺つり公園（平成町3-1）



走水伊勢町海岸（走水1-16）



長井漁港（長井3-46-1）

【史跡の被害状況】



夏島貝塚（夏島町）





千代ヶ崎砲台跡（西浦賀6-5-1）

07

資源循環部　施設管理課
046-866-1192

廃棄物処理施設法面の復旧工事

52,660千円

横須賀ごみ処理施設（エコミル）へ続く道路の法面が３箇所崩落したため、復旧工事を行います。

- 土砂を撤去し、土留（土のう）を設置します。
- 一部区間車両通行止め措置を講じており、ごみ収集車の運用に支障があるため、早期の通行止め解除に努めます。



崩落直後の様子

【基礎情報】廃棄物処理施設法面復旧工事

被災直後



エコミル側ゲート付近



山科台側ゲート付近



長坂埋立地浄化センター
に至る道路

現在の状況







条例議案等

- **【条例議案】印鑑条例中改正について**

 印鑑登録や印鑑登録証明書の交付には通常300円の手数料がかかります。
 ただし、災害弔慰金や災害援護資金の申請に必要な場合など、
 市長が特別の理由があると認めるときには、手数料を免除します。
 （台風25号の被災者支援関連）

 民生局地域支援部窓口サービス課（822-8211）

- **【事件議案】損害賠償について（公用車事故）**

 令和8年6月11日に発生した公用車事故の損害賠償（1,077千円）
 ※あわせて、補正予算を計上

 市長室広報課（822-9813）